

日本ペストロジー学会著作権規定

第1条 本規定は、日本ペストロジー学会における著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

第2条 本規定は、日本ペストロジー学会が発行する「ペストロジー (PESTOLOGY)」を始めとする学会刊行物(電子版を含む)に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本学会は、日本ペストロジー学会をいう。

(2) 本誌とは、「ペストロジー (PESTOLOGY)」及び日本ペストロジー学会大会のプログラム(冊子体、電子版を含む)、その他学会発行の著作物をいう。

(3) 本著作物とは、本誌に掲載された以下のいずれかに該当するものをいう。

I. 本誌に掲載される総説、原著、短報、事例報告、資料、雑報、寄稿文、特集企画、講座、話題、記録・報告、書評、学会関連記事、講演要旨

II. その他前記Iに類するものであって本学会が指定するもの

(4) 本著作者とは、本著作物の著作者をいう。

(5) 本著作財産権は、本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定めるすべての権利を含む。

- 第3条 1. 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。
2. 本著作財産権は、投稿後、本著作物の掲載が決定された時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
3. 特別な理由により前2項に定める取り扱いが不可能である場合、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。
4. 投稿された本著作物が本誌に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

- 第4条 1. 本著作者は、本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本学会は、著作者の名誉・声望を害することのないように、注意を払うものとする。
2. 前項の規定は、本学会が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

- 第5条 1. 非営利目的のために、本著作財産権を本学会が保持する本著作物の利用を希望する場合、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。また、ペストロジーに関する、学術研究書、教育書あるいは啓発のための出版物（電子書籍含む）に関しては非営利目的に準ずる扱いとし、許諾は必要ないものとする。なお、利用にあたっては出典（DOI、本誌誌名、掲載巻号、ページ等）を明記するものとする。
2. 前項の規定はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>に規定される著作権利用許諾条件「CC-BY-NC」)と互換性を認める。

3. 第5条 1 項の許諾を必要としない条件に該当しない条件で, 本著作物を使用したい場合は, 使用条件を本学会と協議の上, 本学会からの利用許諾を得て使用するものとする。

第 6 条 本著作者は, 本学会以外の第三者に対し, 本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾(著作権の設定を含む)をしてはならない。

第 7 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等, 本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合, 本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する

第 8 条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合, 本著作者及び本学会は, 信義誠実の原則に従って協議し, これを解決するものとする。

第 9 条 本規定の変更は評議員会の議決による。

付記 1. 本規定は2020年11月25日より施行する

著作物の使用

2020 年の評議員会において、日本ペストロジー学会著作権規定が定められました。これにより、日本ペストロジー学会の発行する学会誌、ペストロジー (PESTOLOGY) に掲載された学術論文等の利用に関する手続きが大幅に簡略化されました。

本学会の著作権規定は、クリエイティブ・コモンズのライセンス表示 - 非営利 4.0 国際 (CC BY-NC 4.0) と互換性があります。

非商用目的で引用元が日本ペストロジー学会であることを明示するかぎり、学会事務局への申請は不要です。

大学等の公的機関のレポジトリに論文を収録する (J-Stage の PDF ファイルの複製使用含む) 場合も申請は不要となります。

非商用に関して、書籍は一般的に企業から出版されることから営利目的の商用と解釈される場合があります。本学会では衛生動物学等の専門書、教育書あるいはこれらに準ずる啓発を目的とした書籍やウェブサイトに関しましては非商用と同等の扱いとし、利用に関しては、引用元が日本ペストロジー学会であることを明示するかぎり、特に申請を必要としないことと致しました。

これらにあてはまらない特別な場合につきましては個別にお問い合わせ下さい。